

彦根市総合計画審議会公開要領(案)

(趣旨)

第1条 この要領は、彦根市総合計画審議会(以下「審議会」という。)の公開に際し、必要な事項を定めるものとする。

(会議の公開)

第2条 審議会の会議は、原則公開とする。ただし、出席委員の3分の2以上が認めたときは、公開しないことができる。

2 審議会は、市民が傍聴できるように、会議の開催日時等の公表に努めるものとする。

(傍聴人の制限)

第3条 審議会は、会場における適正人員を超えるときは、傍聴人の数を制限することができる。

(傍聴の手続き等)

第4条 会議を傍聴しようとする者は、会議開催場所の傍聴人受付において、住所および氏名を傍聴人受付簿に記入しなければならない。

2 前項の場合において、審議会は、個人情報保護の観点から、傍聴人受付簿の適正な取り扱いに努めるものとする。

(傍聴人の守るべき事項)

第5条 傍聴人は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議における議事等に対し、拍手その他の方法により、公然と可否等を表明しないこと。
- (2) 傍聴人は、写真、ビデオ等を撮影し、または録音等をしないこと。
- (3) その他、会議の秩序を乱し、または議事等の進行の妨害となるような行為をしないこと。

(傍聴人に対する措置)

第6条 会議の傍聴に関し、傍聴人がこの要領に定めることに従わないときは、会長または部会長は、これを制止し、その指示に従わないときは、当該傍聴人を退場させることができる。

(会議録の公開)

第7条 審議会の会議録は、会議の内容を記した要点筆記とする。

2 会議録は、会長または部会長が署名して確定する。

3 会議録は、原則公開とする。ただし、第2条第1項の規定により、会議を非公開とした場合にあつては、非公開とする。ただし、会議を非公開とした場合にあつても、審議会が特に必要と認める会議録の部分は、これを公開することができる。

(その他)

第8条 この要領に定めのない事項が生じたときは、会長または部会長が会議に諮って定

めるものとする。この場合において、部会長は、その顛末を会長に報告するものとする。

付 則

この要領は、令和元年 10 月 11 日から施行する。